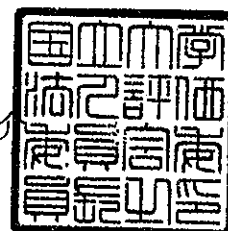


27国評委第1号  
平成27年5月27日

独立行政法人大学評価・学位授与機構長  
野上智行 殿

国立大学法人評価委員会委員長  
北山 禎 介



国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況  
に係る評価の実施について（要請）

このことについて、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第31条の3第1項の規定に基づき、貴機構に対し、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の教育研究の状況に係る評価の実施を要請します。

なお、評価に当たっては、「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第3期中期目標期の業務実績評価に係る実施要領」（平成27年5月27日国立大学法人評価委員会決定）に基づき、実施されますようお願い申し上げます。

また、評価方法等を定める際には、下記に掲げる点に留意いただくよう、併せてお願い申し上げます。

#### 記

- ・ 第3期の教育研究の状況に係る評価は、平成28年度に実施する第2期の評価の状況を踏まえ、効率的・効果的に行えるよう評価方法を検討すること。
- ・ 「教育研究等の質の向上」に係る中期目標の達成状況の評価に当たっては、学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価結果を十分に活用しつつ行うこと。
- ・ 学部・研究科等の教育研究の質の向上の状況を含む水準の評価に当たっては、大学ポートレートや認証評価のために整えた根拠資料・データ等を活用するなど、法人の負担軽減に努めること。